

憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法が昭和22年に施行されてから77年を迎えたが、我が国は今日に至るまで一度も憲法改正をしていない。この間、時代が大きく揺れ動き、我が国を取り巻く情勢もまた急速に変化してきているため、時代の変化に即して憲法を改正することが急務となっている。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正のための手続きが整備されるに至った。よって、国におかれては、下記事項について早期に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 各政党は速やかに憲法改正案を示し、衆参両議院の憲法審査会において建設的な議論を行うこと。
- 2 日本国憲法第9条に「自衛隊を保持する」と明文化し、国民を守るという国家最大の使命を明記すること。
- 3 大規模災害や感染症まん延等の有事において、国会機能が維持できるよう国会議員の任期延長を規定するとともに、国会が機能できない事態の対処として内閣の緊急政令を規定すること。
- 4 地域の民意の適切な反映と投票価値の平等との調和を図るため、衆参両議院の議員の選挙について、人口を基本としつつ、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案するとした上で、特に参議院議員選挙については、合区を解消し、各県から少なくとも一人ずつ参議院議員を選べる選挙制度を維持すること。
- 5 教育の理念とともに「各個人の経済的理由にかかわらず教育を受

ける機会を確保」など国が教育環境整備に努める旨を規定するとともに、日本国憲法第89条中「公の支配に属しない」を「公の監督が及ばない」と文言を改正し、私学助成が違憲と解釈されることを払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

兵庫県南あわじ市議会議長 印 部 久 信

意見書提出先

衆議院議長	額賀福志郎様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	尾辻秀久様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
総務大臣	松本剛明様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館
文部科学大臣	盛山正仁様 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
防衛大臣	木原稔様 〒100-8959 東京都新宿区市谷本村町 5-1